



玩具安全基準と 玩具安全マーク制度の概要

藤沢 久 Fujisawa Hisashi 一般社団法人日本玩具協会 事務局長

● はじめに

子どもは、遊びからいろいろな経験を得て、成長していきます。その遊びをより楽しく、より豊かにするものが「おもちゃ」です。

おもちゃは、安全で、楽しく、面白く、丈夫で、しかも子どもたちの心身の成長に役立つものでなければなりません。そして、何万種類とあるおもちゃが、安全であることは特に必要なことです。わが国で販売されるおもちゃの安全性を高めるために、日本玩具協会(以下、当協会)は1971(昭和46)年に玩具安全基準(ST基準)を策定するとともに、玩具安全マーク(STマーク)制度を創設しました。このST基準・STマーク制度はわが国のおもちゃの安全確保に大きく貢献してまいりました。

● ST基準とSTマークについて

ST基準は、第1部(機械的・物理的特性)、第2部(可燃安全性)、第3部(化学的安全性)の3部構成となっています。

近年、おもちゃの安全に関するISO規格の開発が進展しています。ST基準についても、第1部、第2部はISO規格に準拠、第3部は食品衛生法の玩具規制を基礎としています。なお、ST基準は14歳未満の子ども向けのおもちゃを対象としています。

このST基準について、中立的な第三者試験機関で検査を受け基準適合が確認された玩具に、消費者にとって安全安心のよりどころとなるSTマークを表示することができます。

当協会は、このSTマーク制度を管理・運営

しています。2023年9月末現在、312社とSTマーク使用許諾契約を締結し、年間約1万2千点のおもちゃについてSTマークの使用を認めています。

● ST基準の概要

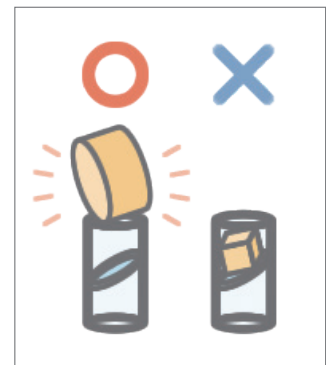
ST基準では、おもちゃを作るときに、安全を確保するために必ず守らなくてはならない試験項目を設定しています。

(1) 機械的および物理的特性の検査

この項目では、おもちゃの形状や強度に関する検査をします。次の2つの検査例を紹介します。

① 小部品試験(誤飲防止)

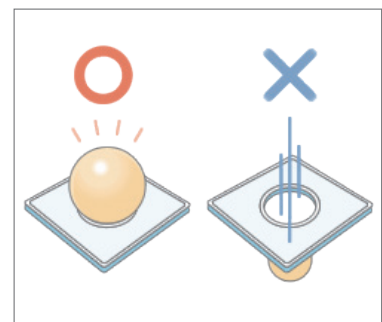
「3歳未満の子供が誤飲する恐れがある小さな部品」でないことを、「斜め円筒」(小部品シリンダー[※])に完全に収まってしまわないかどうかの試験で確認します。



※直径31.7mmの円柱を、斜めに切った形状の円筒

② 小球試験(窒息防止)

「3歳未満の子供が^{のど}喉元を詰まらせる恐れがある球(球形・卵形・楕円形の物体)」でないことを、直径44.5mmのゲージ(小球ゲージ)を自重で通過するかどうかの試験で確認します。



(2)可燃性の検査

子どもが頭部に着ける「かつら」や「お面」、子どもが身に着ける「着せ替えドレス」、子どもが中に入る「おもちゃのテント・家」、子どもが抱っこする「ぬいぐるみ」などについて、燃えやすい材料が使われていないかを検査しています。

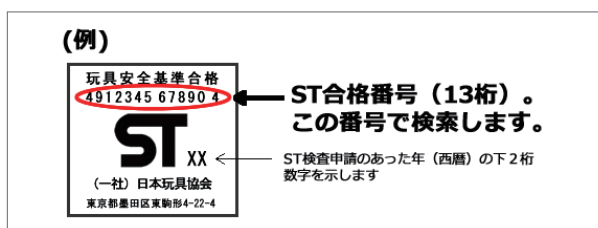
(3)化学的特性の検査

おもちゃの材料に有害な物質が使われていないかを調べる検査です。厚生労働省が定める食品衛生法などを基に、鉛などの重金属の検査や、塩化ビニル樹脂の可塑剤(フタル酸)の検査などを行っています。

● STマークの表示方法

STマークは当協会の登録商標です。当協会とSTマーク使用許諾契約を締結し、指定する試験機関にて該当する試験に合格した玩具にSTマークを付けることができます。

当協会は、誰でもどこからでもSTマークの真偽を確認できるよう、「ST検索サイト」を設けウェブサイトに掲載しています。



ST検索サイト <https://www.toys.or.jp/stken/index.html>

ST検索サイトに、商品パッケージのSTマークのSTナンバー(13桁)を入力すると、ST検査の合格情報(商品名、商品問合せ先、合格年月日)が表示されます。

● 注意絵記号

当協会では、1995(平成7)年7月に施行されたPL法に対応するため、詳細な「注意表示ガイドライン」を作成しました。

なお、その際に、おもちゃの使用者である子どもにも注意すべき内容(意図)を伝えやすくす

るために7つの絵記号を開発しました。

絵記号はシンプルな親しみやすさを開発コンセプトとして作成しています。



● 対象年齢の表示

STマーク制度で特に注目すべき特徴は「対象年齢の表示」です。

玩具安全規格は、おもちゃの対象年齢に応じてその年齢に必要な安全措置を規定しています。このため、おもちゃの対象年齢は、子どもの安全に関する重要なメッセージとなっています。

そこで、ST制度では、消費者がおもちゃを購入する前に対象年齢を十分に確認することができるよう、STマーク付きの玩具について、対象年齢の表示箇所を、原則として「包装(パッケージ)」の正面右上に統一するとともに、パッケージの面積に応じて表示するサイズも定めています。この対象年齢の表示ルールは国際的にも例のない、日本独自の取り組みとなっています。

● おわりに

技術の発展・価値観の多様化が進み、従来の範疇にはない、新しいおもちゃが次々と開発されています。

当協会としましては、時代や社会の変化をしっかりと受け止めた玩具安全基準の確立に努め、STマーク制度の確実な実施を推進していきます。